

# 全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会実施規定

## 第1章 総 則

- 第1条 精神的・身体的発達段階に即した多様な音楽表現の中で、小学生らしい楽しい音楽を求める。それぞれのバンドの特性を生かしながら、広いフロアを自由に創造性豊かな演奏・演技の発表の場とする。
- 第2条 この大会の名称は「全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会」と称する。
- 第3条 この大会は四国内の吹奏楽連盟加盟団体で、県連盟から推薦された小学校の団体が参加して、毎年実施する。
- 第4条 推薦母体となる県連盟は次の通りとする。
- ①愛媛県吹奏楽連盟
  - ②香川県吹奏楽連盟
  - ③高知県吹奏楽連盟
  - ④徳島県吹奏楽連盟
- 第5条 実施会場・日時などの大会必要事項は、四国支部第三事業部会で定める。

## 第2章 参 加 資 格

- 第6条 1 参加資格は、全日本吹奏楽連盟加盟の小学校で、構成メンバーは同一小学校に在籍している児童とする。なお、同じ県連盟に加盟する複数小学校による合同バンドを認める。
- 2 出演者が二つ以上の団体に重複して出場することは認めない。

## 第3章 県 代 表

- 第7条 各県は県代表団体を決定し、全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会開催日の2週間前までに四国支部へ推薦・報告する。
- 第8条 各県は3団体以内を推薦できる。
- 第9条 全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会に参加する費用は、参加団体の負担とする。

## 第4章 内 容

- 第10条 参加人数は、自由とする。
- 第11条 編成は、木管楽器・金管楽器、打楽器を中心としたものを原則とする。ただし、手具の使用は自由とする。
- 第12条 演奏時間は、7分以内としタイムオーバーは失格とする。
- 演奏時間とは、演奏または演技の開始より終了までの時間をいう。
- 第13条 演奏・演技は自由とするが、座奏を中心としたもの・マーチングを中心としたもの・両方をミックスしたものとする。
- 第14条 服装等は自由とする。
- 第15条 出演順序は第三事業部会において決定する。
- 第16条 全団体に四国支部の定める賞を贈る。
- 第17条 1 審査員は常任理事会で選出し、理事長が委嘱する。
- 2 審査員は5名とし、演奏の専門家・音楽教育の専門家等によって構成する。
- 3 審査方法は別に定める審査内規による。

## 第5章 全国大会への代表

- 第18条 全国大会への四国支部選出は次の通りとする。
- 理事長は演奏審査の結果に基づき、座奏より上位1団体、マーチングより上位1団体、つっこみで上位1団体、計3団体以内に代表権を与える。

## 第6章 そ の 他

- 第19条 1 全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会実施に当たって、理事会が必要と認めた場合は、共催及び後援、協賛団体を持つことができる。
- 2 共催及び後援、協賛団体から賞状・賞品の贈与を受けることができる。
- 第20条 この規定は理事会の議決により改定することができる。

第21条 この規定は、平成10年4月29日より実施する。

補 足 第8条の規定について  
当面の間は、各県理事長の推薦があれば、代表数を1団体加えることができる。

- ※ 平成11年4月29日の総会にて、第18条を改定および第20条を追加。
- ※ 平成19年4月29日の総会にて、第12条を改定。
- ※ 平成21年4月29日の総会にて、第6、8、11条を改定。
- ※ 平成26年度より、3出制度廃止に伴い、旧20条を削除。

### 全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会審査内規

- 第1条 この内規は、全日本小学校バンドフェスティバル四国支部大会実施規定第17条に基づき審査及び判定について定めるものである。
- 第2条 審査員は「技術」「表現」（「演出」も含む）の2項目について、それぞれ5段階で評価し、得点化する。
- 第3条 審査結果の処理は理事長から委嘱された選考委員会が行う。
- 第4条 選考委員会は審査員の評価に基づき、金賞・銀賞・銅賞の各賞にグループ分けをする。
- 第5条 第4条の結果、審査員の了承を得て、理事長が賞を決定する。
- 第6条 審査票は各団体に渡し、審査一覧表は出演団体に公表することができる。
- 第7条 この内規は理事会の決議により改定することができる。

- ※ 平成11年4月29日の総会にて、第2、4条、5条、6条を改定。
- ※ 平成13年4月29日の総会にて、第2条を改定。
- ※ 平成19年4月29日の総会にて、第4条を改定。